

議案第三号

特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

次のおり特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正することについて、地方自治法  
(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六  
条第一項の規定により、本議会の議決を  
求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中

固定資産評価審査委員	委員長 日額 六六〇〇円 委員 日額 四九〇〇円
選挙管理委員	委員長 日額 六六〇〇円 委員 日額 四九〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 四三〇〇円
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 四三〇〇円

を

固定資産評価審査委員	委員長 日額 六七〇〇〇円
選挙管理委員	委員長 日額 六七〇〇〇円
法律又はこれに基づく政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 四四〇〇〇円
条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 四四〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。